

春日井市特別融資制度推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市における農業関係資金の適正かつ円滑な融資運営を図るため、春日井市特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、その運営等に必要な事項を定めるものとする。

(協議等事項)

第2条 推進会議は、次の事項について協議等を行う。

(1) 次に掲げる農業関係資金の貸付けの認定等に関すること。

ア 農業経営基盤強化資金

イ 農業経営改善促進資金

ウ 認定新規就農者又は認定農業者（認定農業者である法人の構成員又はその構成員になろうとする者を含む。）に係る農業近代化資金

エ 青年等就農資金

オ 認定新規就農者又は次のいずれかである場合に係る経営体育成強化資金

(ア) 経営開始後決算を2期終えていない農業参入法人

(イ) 集落営農組織が法人化するときの当該法人の構成員

(ウ) 貸付対象者の要件を満たす集落営農組織

カ スーパーW資金（アグリビジネスの強化を推進するための金融措置（平成18年3月31日付け17経営第7210号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する「スーパーW資金」をいう。）

キ その他推進会議が必要と認める農業制度資金

(2) 貸付対象者に対する指導、助言等に関すること。

(3) その他資金の貸付け認定等に当たって必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 推進会議は、次に掲げる機関、団体等を構成機関とし、構成員は、それぞれの機関、団体等の長が指名した者とする。

(1) 春日井市

(2) 愛知県尾張農林水産事務所

(3) 春日井市農業委員会

(4) 尾張中央農業協同組合

(5) 愛知県信用農業協同組合連合会

- (6) 農林中央金庫名古屋支店
- (7) 株式会社日本政策金融公庫名古屋支店
- (8) 愛知県農業信用基金協会
- (9) その他推進会議が必要と認める者

(会長)

第4条 推進会議に会長を置く。

2 会長は、春日井市産業部長をもってこれに充てる。

(運営等)

第5条 会長は、必要に応じて推進会議を招集し、会議を主宰する。

2 推進会議は、第2条の協議等に当たっては、原則として、推進会議が対象とする資金の貸付の認定等に関する事務を融資機関（借入申込案件が愛知県農業信用基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあっては、融資機関及び愛知県農業信用基金協会。以下同じ。）に委任することとする。ただし、慎重な審議が必要な場合に限り、次の方法により審議を行う。

(1) 事務局は、融資機関への文書持回り方式により処理を行う。

(2) 事務局は、構成機関のうち、直接関係を有する関係機関（以下「関係機関」という。）への文書協議により、審査することとする。

(3) 推進会議が会議方式により借入希望者の営農計画に関する審査を行うのは、地方農業振興の観点から市が要請を行った場合又は青年等の就農促進の観点から構成機関が農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）第3の1の(2)の指導農業士（これに類するものを含む。）等による意見書及び第3の1の(4)の愛知県による確認書又は第3の1の(4)の愛知県による意見書（以下単に「意見書」という。）の内容について特に慎重な審査を要すると判断して要請を行った場合若しくは意見書が付されなかった場合に限る。

3 前項の慎重な審議が必要な場合とは、次に掲げる場合をいう。

(1) 必要とする借入額が3億円（法人にあっては10億円）を超える場合（次に該当する場合を除く。）

ア 災害復旧等迅速な資金の貸付けが必要と認められる場合

イ 特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知。以下「設置要綱」という。）第3の4の(1)のイ

に規定する場合

- (2) 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。）を対象とする資金の貸付けであって、次に掲げる場合
 - ア 必要とする青年等就農資金（青年等就農資金基本要綱（平成26年4月1日付け25経営第3702号農林水産事務次官依命通知）第3に定める資金をいう。）の借入額が3,700万円を超える場合
 - イ 意見書が付されなかった場合又は付された意見書の内容が計画達成の見込みに疑義があるとするものである場合
 - (3) 促進資金において、農業経営改善促進資金融通事業実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）で定められた極度額等の上限を超える場合
- 4 資金の貸付に係る計画等の審査結果については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。
- (1) 第2項本文の規定により委任を受けた融資機関が認定等を行った場合には、当該融資機関は事務局に対し、速やかに、認定等を行った借入希望者の氏名及び住所並びに農業経営改善関係資金融資審査等総括表等に認定年月日を添えて報告する。
 - (2) 第2項ただし書の規定により審査した場合には、事務局は農業経営改善関係資金融資審査等総括表等に認定日を添え、申請のあった融資機関及び関係機関に通知する。
- 5 前項第1号の報告を受けた事務局は、次の各号に掲げる団体に対し、当該各号に定める事項を通知するものとする。
- (1) 春日井市 春日井市が定めた利子助成を行うのに必要な事項
 - (2) その他の機関 推進会議が特に営農技術指導が必要であると認めた場合における当該営農技術指導を行う上で必要な事項
- 6 推進会議は、春日井市以外の市町村を含んだ広域認定（基盤強化法第13条の2の規定に基づき、都道府県の知事又は農林水産大臣が行う農業経営改善計画の認定をいう。）の内容に関する協議等については、設置要綱第3の7の方針を基に、関係市町村（基盤強化法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）第5の4の(1)の①に規定する関係市町村をいう。）と調整を行い、広域認定に係る農業者への円滑な融資に努めるものとする。

7 推進会議は、必要に応じて現地調査等を実施することができる。

(事務局)

第6条 推進会議の事務局は、産業部農政課に置く。

(個人情報保護)

第7条 第3条各号に掲げる機関、団体等は、この要綱に基づく協議等に関し、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守しなければならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等について必要な事項は別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月9日から施行する。